

諏訪湖流域下水道関連公共下水道排除基準一覧表

項 目		許容限度			
		特定事業場			特定事業場 以外の事業場
		500m <sup>3</sup> /日以上	500～50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03(0.05)④	0.03(0.05)④	0.03(0.05)④	0.03
シアン化合物	mg/L	0.5	0.5(1)①	0.5(1)①	0.5
有機りん化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.3	0.3(0.5)①	0.3(0.5)①	0.3
ひ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.003	0.003(0.005)①	0.003(0.005)①	0.003
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1(0.3)⑤	0.1(0.3)⑤	0.1(0.3)⑤	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物 ☆	mg/L	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物 ☆	mg/L	8	8	8	8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	10	10	10
フェノール類	mg/L	5	5	5	5
銅及びその化合物	mg/L	3(2)②	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L	2 *	2 *	2(5) *	2
溶解性鉄及びその化合物	mg/L	10	10	10	10
溶解性マンガン及びその化合物	mg/L	10	10	10	10
クロム及びその化合物	mg/L	1(2)③	2	2	2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物窒素含有量 ☆	mg/L	380	380	380	380
窒素含有量	mg/L	150	150	150 ★	150 ★
りん含有量	mg/L	32	32	32 ★	32 ★
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600	600	600 ★	600 ★
浮遊物質(SS)	mg/L	600	600	600 ★	600 ★
ノルマルヘキサン	mg/L	5	5	5	5
抽出物質含有量	mg/L	30	30	30	30
水素イオン濃度(pH)		5～9	5～9	5～9	5～9
温度	℃	45	45	45	45
よう素消費量	mg/L	220	220	220 ★	220 ★

★のある基準値：排水量が、岡谷市及び原村で最大20m<sup>3</sup>/日未満、諏訪市、下諏訪町及び富士見町で平均20m<sup>3</sup>/日未満、茅野市で最大500m<sup>3</sup>/月未満の事業場は非適用とする。

☆のある項目：平成25年環境省令第15号による暫定排水基準が適用される事業場は、平成28年6月30日まで非適用とする。

( )① シアン化合物、六価クロム、水銀及びアルキル水銀その他水銀の化合物の( )は昭和54年10月31日以前に設置された事業場に適用する。

( )② 銅及びその化合物の( )は水質汚濁防止法施行令別表第1 26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66の各号に掲げる施設を設置する事業場に適用する。

( )③ クロム及びその化合物について、一部事業場を除きほぼ全業種が1mg/L

( )④ カドミウム及びその化合物について、金属鉱業及び溶融めっき業については平成28年11月30日まで、非鉄金属第1精錬・精製業及び非鉄金属第2精錬・精製業については平成29年11月30日まで、( )内の基準を適用する。

( )⑤ トリクロロエチレンについて、平成27年10月21日に既設の特定施設を設置している特定事業場は、平成28年4月20日まで( )内の基準を適用する。(うち、水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については平成28年10月20日まで( )内の基準を適用する。)

\*亜鉛及びその化合物については一部業種に平成28年12月10日まで非適用期間あり、50m<sup>3</sup>未満の事業場については銅及びその化合物と同じ12事業場は( )のまま、それ以外の事業場については2mg/L